

【担当課・グループ名】健康こども部こども保育課計画グループ

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名称	四街道市こどもルームの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定				
概要	「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の制定に伴い、児童福祉法の一部が改正され、放課後児童健全育成事業(こどもルーム事業)の設備及び運営に関する基準を市の条例で定めるもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期*1	平成26年9月30日	行政活動実施時期*2	平成27年4月1日	実施段階(PDCA)*3	P
<small>*1…市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載</small> <small>*2…計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(未実施の場合は、予定日を記載)</small> <small>*3…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定期階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)</small>					
市民参加手続を実施しなかった場合(第6条第2項)					
根拠条項		詳しい理由			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期 (公告日等)*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期 (公告日等)
意見提出手続 (第1号)	条例制定に係るパブリックコメント	26年6月19日	26年6月20日～ 26年7月22日	167人 321件	26年8月4日
意見交換会手続 (第2号)				人	
審議会等手続 (第3号)				人 ( )人	
市民会議手続 (第4号)				人	
その他の方法 (第5号)				人	
<small>*1…市民会議手続:公募委員募集時期等</small> <small>*2…意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等</small>					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかつた場合の理由					